

平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 斎藤 正敏  
(コード 8704 大証ヘラクレス)  
問合せ先 常務取締役 新妻 正幸  
(TEL 03-5114-0344 (代表))

## 使用人に対するストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社の完全子会社であるトレイダーズ証券株式会社(以下、下記 3 を除き、「当社子会社」といいます。)の使用人に対して、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な業績拡大及び企業価値の増大に対する当社及び当社子会社の使用人の意欲を喚起し、いっそう士気を高めるため、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

当社は、平成 19 年 11 月 25 日付で使用人向けストックオプション(以下、「旧ストックオプション」といいます。)を発行し、同年 12 月 21 日付でこれを割当てました。旧ストックオプションには、割当日時点の当社株価の終値に基づき確定した権利行使価格から終値ベースで当社株価が 30%下落した場合に権利が失効する「ロックアウト・バリア」条件を付していましたが、年明けの世界的な株価急落に伴って当社株価も短期間で大きく値を下げ、割当て後わずかに一ヶ月で当該ロックアウト・バリア条件が発動し、権利が失われるに至りました。

このような状況の中ですべてを外部要因に帰すことはできませんが、権利付与後約一ヶ月という期間は使用人の努力と成果を評価するには余りに短く、一方でストックオプションは業績の向上に強い動機づけを与えるものであるため、改めて使用人に権利を付与することで、その意欲と士気の向上を図りたいと考えます。

#### 2. 募集新株予約権の総数

3,668 個を上限とする。

但し、上記は割当て予定数であり、引受けの申込みがなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割当てる新株予約権の総数とする。

#### 3. 募集新株予約権の内容

##### (1) 目的となる株式の数

普通株式 3,668 株を上限とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割

または株式併合の時点において行使されていない新株予約権につき、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\cdot \text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が資本減少またはこれに準じる行為を原因として株式数を調整する必要を生じたときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。

(2) 発行価額

無償とする。

本新株予約権は職務執行の対価であるため、有利発行には該当しない。

(3) 割当日

新株予約権の割当日は、平成20年5月16日とする。

(4) 権利行使価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次に方法より決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に、新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

<算定方法>

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日が属する月の前月の各営業日(取引が成立していない日を除く)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値平均値(1円未満の端数は切り捨てる)とする。但し、当該金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合は、その前営業日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要を生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整する。

$$\cdot \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

新株予約権の発行後、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使によって新株式を発行し、または自己株式を処分する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込み金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当等、権利行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当または配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内でこれを調整する。

(5) 権利行使期間

新株予約権の行使期間は、平成 22 年 4 月 26 日から平成 25 年 4 月 25 日までとする。但し、行使期間の最終日が休日となる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 行使条件

被割当者は新株予約権を行使するに当たり、次の条件を満たすことを要する。

- (1) 権利行使の時点において当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人でなければならない。但し、当社の都合による使用人の転籍、並びに正当な事由があると当社の取締役会が認めた場合を除く。
- (2) 新株予約権を相続の対象とすることはできない。
- (3) 新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。
- (4) 新株予約権の一部行使はできない。但し、(7) に定める、単年度における権利行使金額の制限を遵守するために一部行使する場合を除く。

(7) 権利行使金額の制限

被割当者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第 29 条の 2 に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合には当該権利行使価額の合計額を含む。）が 12,000,000 円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過する場合、本新株予約権を行使することができない。

(8) 譲渡制限

被割当者は、新株予約権を譲渡することはできない。

(9) 取得事由

次のいずれかに該当した場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。

- (a) 次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合は、当該議案について当社の取締役会が決議した場合）
  - (イ) 当社が消滅会社となる合併の議案
  - (ロ) 当社が分割会社となる吸収分割または新設分割の議案
  - (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転の議案
- (ニ) 当社が発行する全部の株式について、譲渡制限を設け、または株主総会決議により特定の種類株式の全部を取得できる旨の定款変更の議案
- (b) 被割当者が (6) に定める行使条件を満たさなくなった場合。
- (c) 被割当者が本契約に違反した場合。
- (d) 被割当者に不正行為、職務上の義務違反または懈怠があった場合。
- (e) 被割当者が当社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、または損害が軽微であると当社の取締役会が認めた場合を除く。
- (f) 被割当者が新株予約権を放棄した場合。
- (g) 被割当者が刑事罰に処せられた場合。
- (h) 被割当者が、当社と競合する業務を営む会社の常勤または非常勤の役員または使用人に就任した場合。但し、事前に当社の承諾を得た場合を除く。

(10) 組織再編行為時の取扱い

当社が、消滅会社となる合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日時点で残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）の権利者に対して、それぞれの場合に応じ、会社法 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件に基づいて交付する。但し、その旨を組織再編行為に係る契約に定めた場合に限る。

当社が被割当者に対して、再編対象会社の新株予約権を交付した場合、残存新株予約権は消滅する。

< 条件 >

- (a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の権利者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- (b) 目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (c) 目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法  
組織再編行為の条件等を考慮した上、(1) に準じて合理的な調整をした数とする。
- (d) 権利行使価額  
組織再編行為の条件等を考慮した上、(2) に準じて合理的な調整をした価額とする。
- (e) 権利行使期間  
(5) に定める権利行使期間の始点と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(5) に定める権利行使期間の終点までの期間とする。
- (f) 行使条件  
(6) に準じる。
- (g) 譲渡制限  
(8) に準じる。
- (h) 取得事由  
(9) に準じる。
- (i) 端数の取扱い  
新株予約権を行使した権利者に交付する株式に 1 株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。
- (j) その他  
前 9 号に定めのない事項については、必要に応じて合理的な調整をした上、本契約に準じる。

(11) 配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式の最初の配当金は、新株予約権行使の払込日が属する営業年度の最初の日から、これを起算する。

(12) 新株予約権証券

当社は、新株予約権証券を発行せず、被割当者は、新株予約権証券の発行を請求しない。

(13) 権利行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従って算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 とし、その結果 1 円未満

の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4. 割当て対象者、人数及び割当てる新株予約権の数(予定)

当社の使用人 12名、760個

当社子会社の使用人 72名、2,908個

以上